

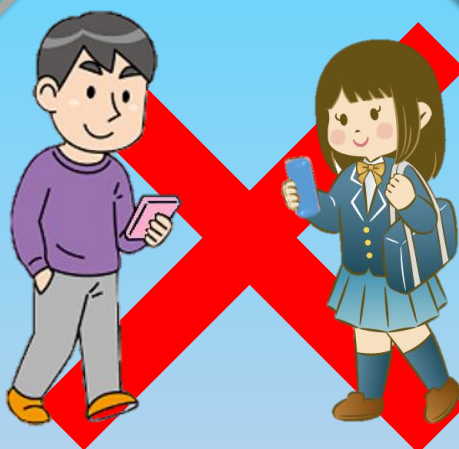
三重県交通安全条例

自動車運転者の責務



歩行者優先!

歩行者の責務



歩きスマホは危険!

自転車運転者の責務



車道が原則、歩道は例外!
ヘルメットを着用!

自転車損害賠償 責任保険等への 加入義務化!

- 自転車運転者(未成年者を除く)
- 保護者(監護する未成年者が 自転車を運転する場合)
- 自転車利用事業者
- 自転車貸付事業者

裏面で保険等加入状況をチェックしてみましょう!

